## (表1) 平成21年3月31日以前に教諭免許状又は養護教諭免許状を取得した者

一度も免許更新をしていない者の期限は「最初の修了確認期限」に 該当する。この期限時点で、教職であったか否かの確認が必要。

	生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間	左記期間で更新手続を		
				した者の修了確認期限		
	昭和30年4月2日~昭和31年4月1日		平成21年4月 1日			
1	昭和40年4月2日~昭和41年4月1日	平成23年3月31日		令和3年3月31日		
	昭和50年4月2日~昭和51年4月1日		~平成23年1月31日			
	昭和31年4月2日~昭和32年4月1日		平成22年2月 1日			
2	昭和41年4月2日~昭和42年4月1日	平成24年3月31日		令和4年3月31日		
	昭和51年4月2日~昭和52年4月1日		~平成24年1月31日			
	昭和32年4月2日~昭和33年4月1日		平成23年2月 1日			
3	昭和42年4月2日~昭和43年4月1日	平成25年3月31日		令和5年3月31日		
	昭和52年4月2日~昭和53年4月1日		~平成25年1月31日			
	昭和33年4月2日~昭和34年4月1日		平成24年2月 1日			
4	昭和43年4月2日~昭和44年4月1日	平成26年3月31日		令和6年3月31日		
	昭和53年4月2日~昭和54年4月1日		~平成26年1月31日			
	昭和34年4月2日~昭和35年4月1日		平成25年2月 1日			
(5)	昭和44年4月2日~昭和45年4月1日	平成27年3月31日		令和7年3月31日		
	昭和54年4月2日~昭和55年4月1日		~平成27年1月31日			
	昭和35年4月2日~昭和36年4月1日		平成26年2月 1日			
6	昭和45年4月2日~昭和46年4月1日	平成28年3月31日		令和8年3月31日		
	昭和55年4月2日~昭和56年4月1日		~平成28年1月31日			
	昭和36年4月2日~昭和37年4月1日		平成27年2月 1日			
7	昭和46年4月2日~昭和47年4月1日	平成29年3月31日		令和9年3月31日		
	昭和56年4月2日~昭和57年4月1日		~平成29年1月31日			
	昭和37年4月2日~昭和38年4月1日		平成28年2月 1日			
8	昭和47年4月2日~昭和48年4月1日	平成30年3月31日		令和10年3月31日		
	昭和57年4月2日~昭和58年4月1日		~平成30年1月31日			
	昭和38年4月2日~昭和39年4月1日		平成29年2月 1日			
9	昭和48年4月2日~昭和49年4月1日	平成31年3月31日		令和11年3月31日		
	昭和58年4月2日~昭和59年4月1日		~平成31年1月31日			
	昭和39年4月2日~昭和40年4月1日		平成30年2月 1日			
10	昭和49年4月2日~昭和50年4月1日	令和2年3月31日		令和12年3月31日		
	昭和59年4月2日~		~令和 2年1月31日			

## (表2) 平成21年3月31日以前に栄養教諭免許状を取得した者

	免許状授与日	修了確認期限	免許状更新講習の受講期間	左記期間で更新手続を
				した者の修了確認期限
	平成18年3月31日以前に		平成26年2月 1日	
1		平成28年3月31日		令和8年3月31日
	栄養教諭の普通免許状を授与された者		~平成28年1月31日	
	平成18年4月1日から		平成27年2月 1日	
2	平成19年3月31日までに	平成29年3月31日		令和9年3月31日
	栄養教諭の普通免許状を授与された者		~平成29年1月31日	
3	平成19年4月1日から		平成28年2月 1日	
	平成20年3月31日までに	平成30年3月31日		令和10年3月31日
	栄養教諭の普通免許状を授与された者		~平成30年1月31日	
	平成20年4月1日から		平成29年2月 1日	
4	平成21年3月31日までに	平成31年3月31日		令和11年3月31日
	栄養教諭の普通免許状を授与された者		~平成31年1月31日	